

産業廃棄物収集運搬業許可証

NO COPY  
再複製無効

神奈川県茅ヶ崎市柳島1575番地32

株式会社 アオキミツル商事

代表取締役 青木 三留

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英世



許可の年月日 令和 3年 7月 9日

許可の有効年月日 令和 8年 4月 3日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鋳さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

**NO COPY**  
**再複写無効**

4 許可の更新又は変更の状況

- ・変更許可年月日 平成21年 5月26日  
(廃プラスチック類の限定解除及び燃え殻、汚泥、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)の追加)
- ・更新許可年月日 平成23年 5月12日
- ・更新許可年月日 平成28年 5月12日
- ・更新許可年月日 令和 3年 7月 9日
- ・変更許可年月日 令和 3年 7月 9日  
(紙くず、繊維くず(以上、石綿含有産業廃棄物を含む。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さの追加)  
(廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を「石綿含有産業廃棄物を除く。」から「石綿含有産業廃棄物を含む。」に変更)  
(「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。」から「水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。」に変更)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 3年 7月 9日 更新許可)

有

(令和 3年 7月 9日 変更許可)